

令和4年7月20日 資料No.3  
建設常任委員会

再開発担当

白金一丁目西部中地区市街地再開発組合の設立認可について



<p>第二十條第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九條第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一條第二項の規定により告示する。</p> <p>令和四年六月二十四日</p> <p>東京都計量検定所長 戸澤 互</p> <p>一 検査地域 練馬区及び江戸川区</p> <p>二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)</p> <p>三 検査期日 令和四年八月一日から同年十月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)</p> <p>四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。</p> <p>五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会</p> <p>●東京都告示第九百六十九号 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一條第一項の規定に基づき白金一丁目西部中地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九條第一項の規定により、次のように告示する。</p> <p>令和四年六月二十四日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p> <p>一 組合の名称 白金一丁目西部中地区市街地再開発組合</p>	<p>二 事業施行期間 令和四年六月二十四日から令和十二年三月三十一日まで</p> <p>三 施行地区 港区白金一丁目及び白金三丁目各地内</p> <p>四 事務所の所在地 港区南麻布二丁目十四番十三号 麻布山口ビル四階</p> <p>五 設立認可の年月日 令和四年六月二十四日</p> <p>六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで</p> <p>七 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。</p> <p>八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和四年七月二十三日</p>
<p>●東京都告示第九百七十号 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一條第一項の規定に基づき虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九條第一項の規定により、次のように告示する。</p> <p>令和四年六月二十四日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p> <p>一 組合の名称 虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合</p> <p>二 事業施行期間</p>	<p>三 施行地区 港区虎ノ門一丁目地内</p> <p>四 事務所の所在地 港区西新橋一丁目八番四号</p> <p>五 設立認可の年月日 令和四年六月二十四日</p> <p>六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで</p> <p>七 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。</p> <p>八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和四年七月二十三日</p>
<p>●東京都告示第九百七十一号 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一條第一項の規定に基づき赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九條第一項の規定により、次のように告示する。</p> <p>令和四年六月二十四日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p> <p>一 組合の名称 赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合</p> <p>二 事業施行期間 令和四年六月二十四日から令和十一年三月三十一日まで</p>	<p>三 施行地区 港区虎ノ門一丁目地内</p> <p>四 事務所の所在地 港区西新橋一丁目八番四号</p> <p>五 設立認可の年月日 令和四年六月二十四日</p> <p>六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで</p> <p>七 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。</p> <p>八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和四年七月二十三日</p>

# 白金一丁目西部中地区の街づくりについて

## 1 計画地の位置・地区の概要

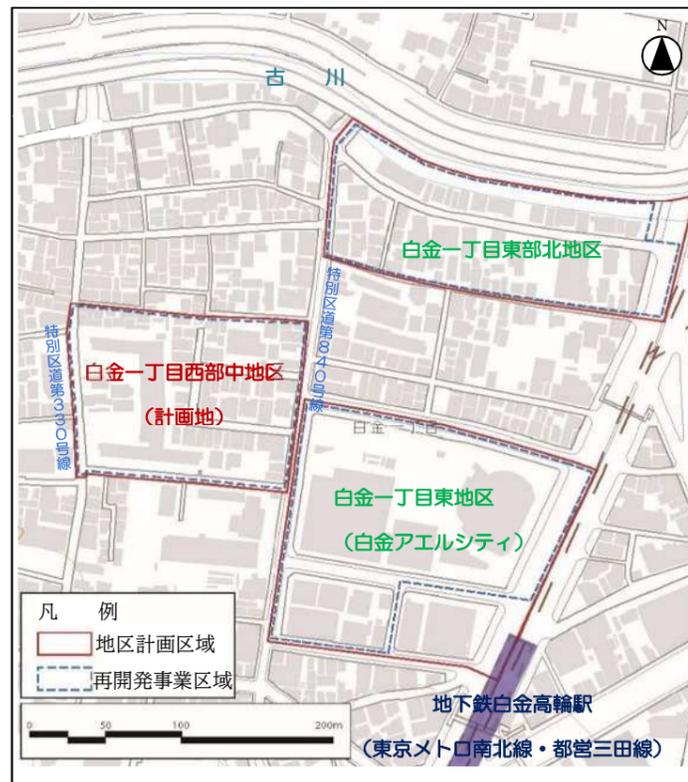
白金一丁目西部中地区は、東側が特別区道第840号線（大久保通り）、西側及び南側が特別区道第330号線（白金商店街）に面した、地下鉄白金高輪駅の近傍に位置する約1.6haの区域であり、住宅を中心に工場、事務所、店舗などの多様な土地利用がされています。周辺では、白金一丁目東地区や白金一丁目東部北地区において先行してまちづくりが進んでいます。

一方で本地区内は、十分な幅員の道路が少なく、歩行者の安全性の確保や車両動線の円滑化が課題となっています。また、広場などのまとまった規模の空間がなく、建築物の老朽化や住宅と工場が混在するなど、防災機能が不十分で、更に隣接する白金商店街の連続性が欠けているなど市街地環境の課題を抱えた地区となっています。

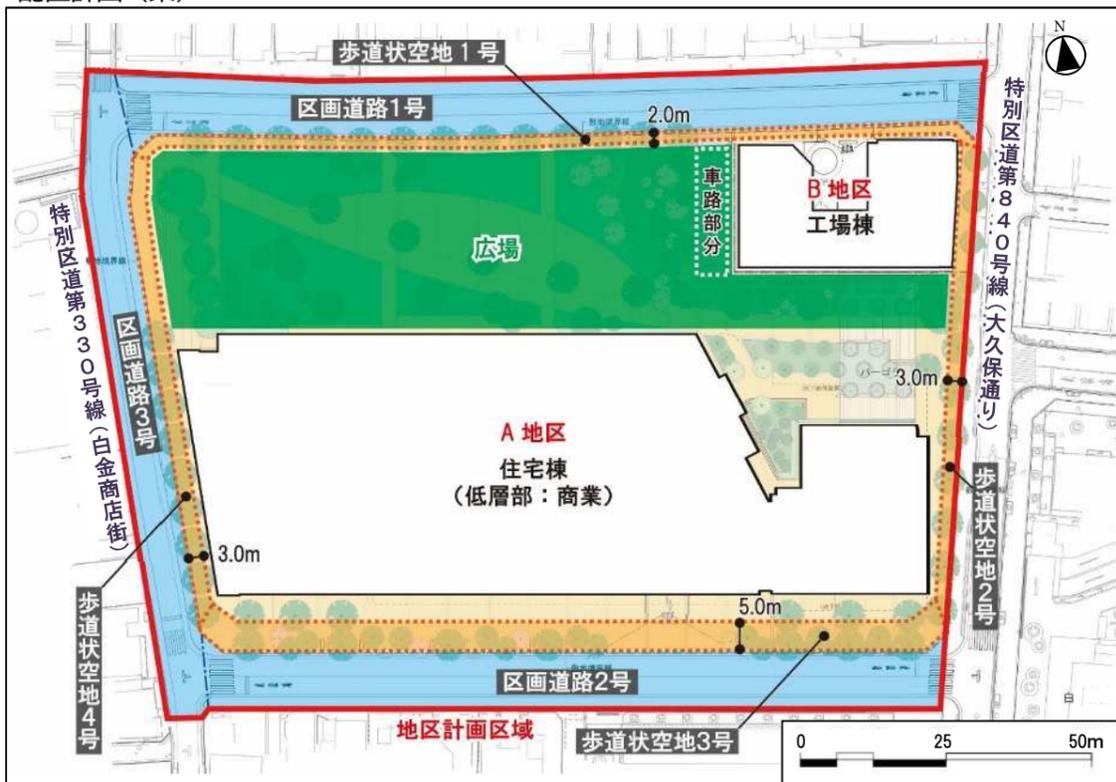
このようなことから、本地区は、港区まちづくりマスタープランにおいて、バリアフリー化を先導的に図り、細街路の拡幅整備や建物の耐震化により安全性・防災性を向上するとともに、ものづくり産業と居住環境を調和させる地区になっています。

そのため、街区再編による土地の集約化、道路、広場などの基盤施設の整備・拡充により市街地の整備水準を高めます。また、定住性の高い良質な住宅の導入や、地域の賑わい軸である白金商店街と連携する商業機能を導入し、更に地域産業である工場機能を適切に配置することで、住宅・商業・工場などの機能が融合した魅力ある複合市街地を形成していきます。

位置図



配置計画 (案)



※面積から車路部分の面積を除く

## 2 これまでの主な経緯

- 平成18年4月 「白金一丁目中地区まちづくり研究会」発足
- 平成19年7月 「白金一丁目中地区再開発研究会」へ改組
- 平成25年4月 「白金一丁目西部中地区市街地再開発準備組合」設立
- 平成30年7月 都市計画決定（地区計画・市街地再開発事業）
- 令和4年6月 組合設立認可

## 3 今後のスケジュール (予定)

- 令和5年度 権利変換計画認可
- 令和7年度 工事着手
- 令和10年度 工事完了

## 4 整備する主な公共施設等

種類	名称	面積	幅員	延長	備考
道路	区画道路1号	-	10m	約150m	新設
	区画道路2号	-	10m	約130m	拡幅
	区画道路3号	-	8m	約110m	拡幅
公園	広場	約3,300㎡※	-	-	新設
その他の公共空地	歩道状空地1号	-	2m	約130m	新設
	歩道状空地2号	-	3m	約80m	新設
	歩道状空地3号	-	5m	約120m	新設
	歩道状空地4号	-	3m	約80m	新設

## 5 施設建築物の概要 (予定)

	A地区	B地区
施行区域面積	約1.6ha	
敷地面積	約11,126㎡	約1,020㎡
建築面積	約5,100㎡	約636㎡
延べ面積	約97,719㎡	約1,987㎡
主要用途	住宅、店舗、子育て支援施設、駐車場	工場、住宅、駐車場
階数	地上39階 地下1階	地上4階
建築物の高さ	約140m	約15m

計画建物イメージ (南西方面より)



区画道路2号イメージ (南東方面より)

